

財関第151号
平成21年2月13日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡博

税関官署の開庁時間についての一部改正について

税関官署の開庁時間について(平成20年3月31日財関第348号)の一部を下記のとおり改正し、平成21年2月16日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関官署の開庁時間についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。